

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ①介護ロボットの導入補助額の引上げ(移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円)
 - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ(1事業所あたり上限750万円)
 - ③1事業所に対する補助台数の制限(利用者定員の2割まで)の撤廃
 - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し(事業主負担は設定することを条件)
- **令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。**

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度(1次補正予算)	令和2年度(3次補正予算)
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	○移乗支援(装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円	○移乗支援(装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	-	上限150万円 ※令和5年度までの実施	拡充 上限750万円	拡充 上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	拡充 利用定員2割まで ※令和5年度までの実施	拡充 必要台数 (制限の撤廃)	拡充 必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1/2	対象経費の1/2	拡充 都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	拡充 一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

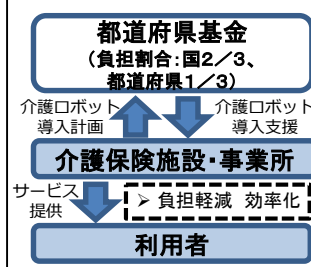
対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

- 装着型パワーアシスト ○非装着型離床アシスト ○入浴アシストキャリア ○見守りセンサー(移乗支援)



事業の流れ



実績(参考)

➢ 実施都道府県数: 45都道府県(令和2年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2
58	364	505	1,153	1,813	2,574

(注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口（地域拠点）、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口（地域拠点）

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

－ 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 －

③介護現場における実証フィールド － エビデンスデータの蓄積 －

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

※リビングラボとは
実際の生活空間を再現し、新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を支援するための拠点

<感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例>

<見守りセンサー>

居室内の利用者の状況（ベッドから離れた場合や転倒した場合等）をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



<ICT(インカム)>

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



<移乗支援(非装着型)>

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



介護ロボット等の効果測定事業

目的

介護ロボット等の活用によって介護事業所における**利用者の生活の維持・向上**と**業務効率化**や**職員の負担軽減等**を図る観点から、**介護ロボットの導入効果の実証を実施**するとともに、**実証から得られたデータの分析等**を行い、次期介護報酬改定の検討に資するデータを整備すること等を目的とする。

実証調査のテーマ① 夜間見守り

実証目的

- a) 見守り機器及びインカムを複数導入することにより、ケアの質を確保しながら、夜間業務の効率化を実証する。
- b) 令和3年度介護報酬改定審議報告において指摘のあった「実証データの収集」を行うため、対象サービスを広くエビデンスデータを確保する。

対象機器

見守り機器

実証施設数(予定)

60施設程度(特養、老健、認知症GH)

各実証の調査項目案(一部)

介護ロボット等の導入によるケアの質・職員の負担軽減・業務効率化等への影響について、実証委員会に諮った上で、調査項目を策定。

調査分類	説明
利用者向け調査	ADL評価 (Barthel Index) / 認知機能 (認知症高齢者の日常生活自立度、DBD13) / 意欲 (Vitality Index) / 利用者のコミュニケーションの変化 / 利用者の社会参加の変化 / QOL(WHO-5) / 機器利用によるケア内容の変更 / 利用者からのご意見
職員向け調査	職員概要 (年齢、職種、役職、経験年数等) / 心理的負担 (心理的ストレス反応測定尺度SRS-18) / 機器利用による意欲の変化 / 機器利用による職員は業務の変化 / 機器利用の満足度 (福祉用具満足度評価QUEST) / 腰痛の程度
タイムスタディ調査	10分毎に実施した業務時間 (分) を自記 (5日分) / 記入者負担軽減のため、10~15項目程度の調査項目
ケア記録調査	【夜間見守り】職員の訪室回数、自立排泄の回数、おむつ交換の回数、トイレ誘導の回数 / 【移乗支援 (装着/非装着)】利用者タイムスタディ調査 / 【排泄支援】自立排泄の回数、おむつ交換の回数、トイレ誘導の回数

実証調査のテーマ② 介護ロボットのパッケージ導入モデルの実証

実証目的

介護現場における課題に応じた機器導入・効果的なオペレーション変更等、実証計画の立案を行い、効果の検証を行うとともに、一連の取組事例を収集・整理する。

対象機器

- 下記3種を導入施設の課題に応じて導入(複数導入も有)
- 移乗支援(装着、非装着)
 - 排泄予測
 - 介護業務支援(ICT機器)

実証施設数(予定)

40施設程度(特養、老健、特定施設等)

生産性向上の取組に対する支援

施設内での取組
イメージ

介護施設



業務改善
の提案



業務仕分け

入所者のケア

間接業務

介護専門職が担う
べき業務に重点化

ロボット・
センサー・
ICTの活用等

【業務改善支援事業（地域医療介護総合確保基金）による支援】

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対するコンサル経費の補助(1/2補助(上限30万円))
- ② 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
 - ・ 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
 - ・ 介護事業所の取組に必要な経費(1/2補助(上限500万円))
例) 業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT(インカム等)の導入費用など
 - ・ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

トップ層
(経営者層)



経営者層の
意識改革



【全国セミナーの開催①】

- トップセミナー（経営者層）
 - ・ 業務改善に取り組む意義から好事例の紹介等、意識啓発を目的とした講義セミナー

ミドル層
(介護従事者層)



プロジェクト
リーダーの育成



【全国セミナーの開催②】

- ミドルセミナー（介護従事者層）
 - ・ 介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップ形式によるセミナー

情報公表制度の概要

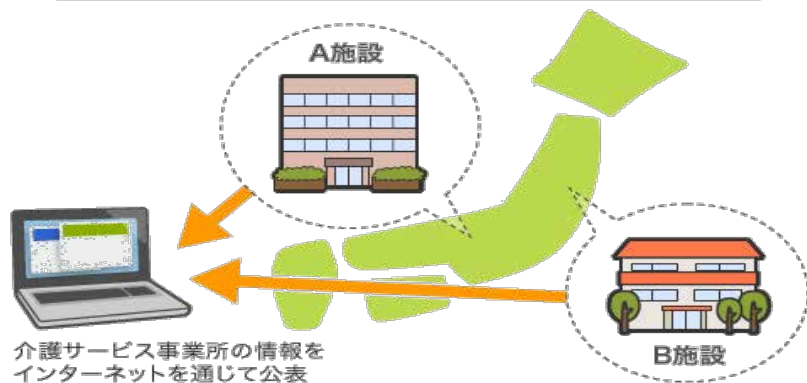
(介護保険の理念である「自己選択」の支援)

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタート。

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県及び指定都市が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。 令和元年度末時点で、全国約22万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



公表までのフロー図



情報公表される内容

① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

② 運営情報

- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他（従業者の研修の状況等）

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など）についても、情報公表システムにおいて、任意の公表が可能。

○介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保・法令等に基づく適正な事業実施

介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

介護保険施設等指導指針

指導

介護保険施設・事業者

集団指導

実地指導

周知の徹底

介護給付等
対象サービスの取扱い

介護報酬の
請求

〈行政指導〉

指定有効期間内に最低でも1回以上は実施
することを基本に実施

介護保険施設等監査指針

監査

介護保険施設・事業者

的確な把握

不正・著しい不当
に関する事実関係

※事実上の行為及び事実上の行為を
するに当たりその範囲、時期等を明
らかにするための法令上の手続

不正等の疑い、通報等があれば、
その都度実施

不正等の
疑いが発
覚すれば
監査へ移
行

公正・適切な措置

介護保険施設・事業
者

勧告

〈行政指導〉

命令

(勧告に従わない場合)

指定取消等

〈行政処分（不利益処分）〉

○介護保険制度における実地指導の頻度

- 社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（第7回（令和2年11月13日））において、実地指導の頻度について見直しを検討する、とされたところ。



- 介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針を踏まえた、実地指導マニュアルの改訂を行い、更なる標準化・効率化に資する取り組みを推進するとともに、指導形態を見直し、事業所の運営状況により実施頻度についてメリハリをつけるよう検討中。